

第 1 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会

平成 29 年 8 月 23 日(水) 午後 2 時～
グランド エル・サン

次 第

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 諮 問
- 4 協 議
 - (1) 鶴岡市総合計画の策定について
 - (2) 鶴岡市の現状と課題について
 - (3) 鶴岡市のこれからのまちづくりで重視すべき事項について
 - (4) そ の 他
- 5 閉 会

第 2 次鶴岡市総合計画の策定について（案）

1. 総合計画策定の趣旨

本市は、市町村合併から3年を経過した平成20年度に、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「鶴岡市総合計画」を策定し、新市が保有する多様な資源や特性を共有、活用した、希望に満ちた明るい将来への展望を掲げながら、新たなまちづくりを推進してきた。

その間、少子高齢化に伴う人口減少の進行や社会経済のグローバル化の進展、東日本大震災を始め大規模な自然災害の発生による安全・安心の意識の高まりなど、地域を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした社会経済情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、平成31年度以降の新たなまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、次期総合計画を策定する。

2. 策定に向けた基本的な考え方

次期総合計画の策定にあたっては、地域の実態や今後の社会情勢の変化などの把握に努め、課題を明らかにするとともに、これまでに実施した施策の点検評価を行い、めざす都市像とまちづくりの基本方針、今後進めていく施策の方向性などについて、総合計画審議会、各専門委員会、庁内ワーキングを開催しながら検討を行う。

その他、総合計画の策定に際しては、若者で構成される「鶴岡まちづくり塾」、旧町村単位に設置されている「地域振興懇談会」の他にも、広く市の状況や市民のニーズを把握するため、市民ワークショップやパブリックコメント等の手法により市民の参画を促し、市民の視点を重視した計画策定に努める。

また、人口減少の克服、地方創生の実現をめざし策定した「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方や施策の方向性とも整合性を図るものとする。

これらの計画策定作業は、平成29年度から30年度までの2ヶ年で行い、平成30年度中の策定をめざす。

3. 総合計画の構成と計画期間

(1) 構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

① 基本構想

本市のめざす都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、それらを実現するための施策の大綱、地域振興の方針等を示す。

② 基本計画

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本方針に沿ったまちづくりを行うため、施策の方向と主な施策、施策の達成度を測る目標指標を示す。

③ 実施計画

(2) 計画期間

① 基本構想

計画期間は、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とする。

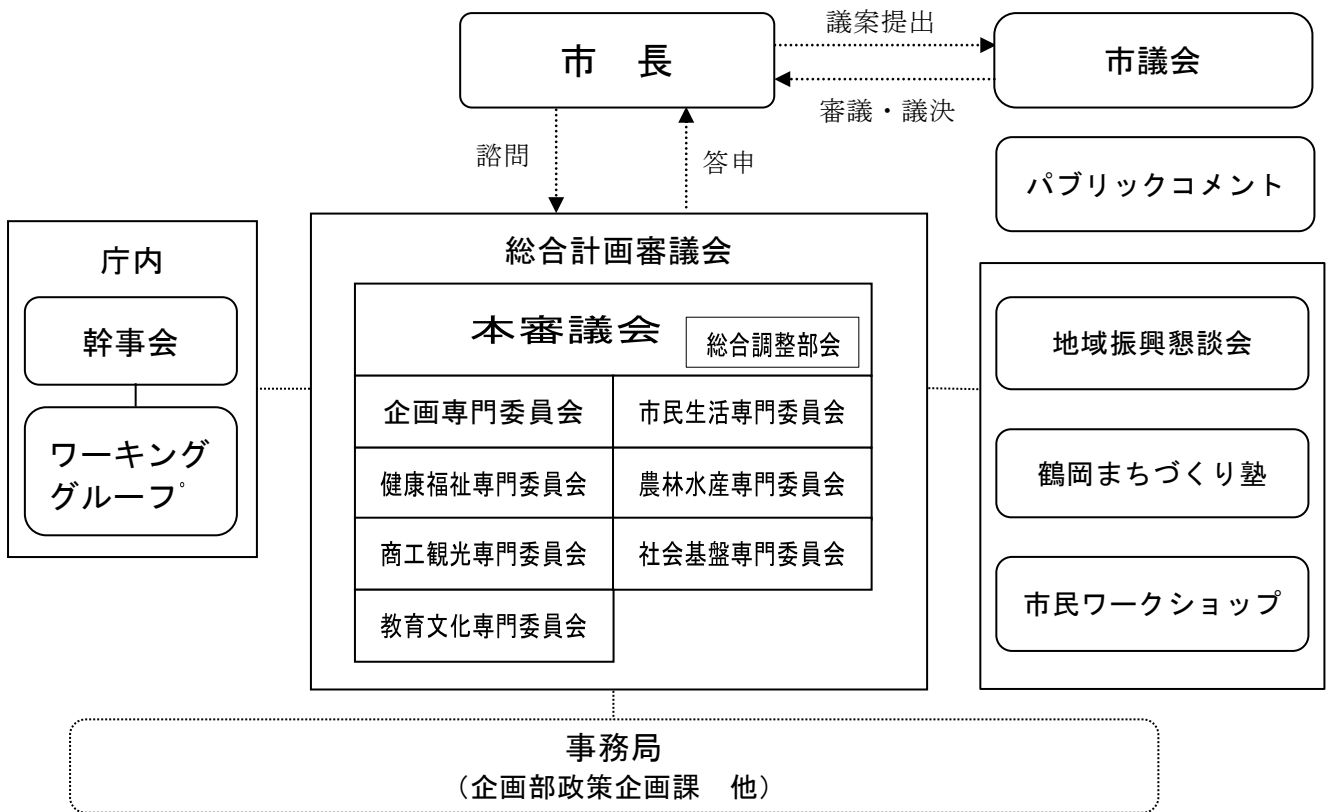
② 基本計画

基本計画は、必要に応じ 5 年間をめぐりに見直すことにする。

※ 実施計画

総合計画の基本構想及び基本計画を推進するため、社会情勢や財政状況、地域の実情等を勘案し、毎年、市が向こう 3 年間に取り組むべき具体的な施策をまとめた実施計画を策定する。

4. 総合計画の策定体制



(1) 総合計画審議会

① 総合計画審議会

鶴岡市総合計画審議会条例第 1 条に基づき設置し、市議会議員、知識経験者、関係行政機関の職員及び団体の役員、並びに市民の代表者による 35 名以内の委員で組織する。

市長の諮問に応じ、総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。

② 総合調整部会

鶴岡市総合計画審議会条例第 7 条に基づき設置し、審議会委員の内 15 名程度の委員で組織し、総合計画審議会の運営上、必要な場合に開催する。

審議会会長が指名する委員により組織する。

部会長及び部会長職務代理者を置き、部会長については委員による互選により選出し、部会長職務代理者については部会長が指名する。

③ 専門委員会

鶴岡市総合計画審議会条例第 8 条に基づき設置し、各分野における政策課題、主要テーマ、施策の方向性等について、専門的な見地から調査、審議する。企画専門委員会は基本構想を主に検討し、他の専門委員会は基本計画を主に検討する。

なお、分野横断的な課題については、庁内関係部署で協議、検討し、必要に応じ合同専門委員会を開催して検討する。

委員は、分野毎で関係団体や専門的見識を有する方などから選任する。

委員長及び委員長職務代理者を置き、委員長については委員による互選により選出し、委員長職務代理者については委員長が指名する。

| 専門委員会名 | 所 管 事 項 | 担当部等 |
|----------------------|--|----------------|
| 企 画 専 門 委 員 会 | 市政運営の基本理念等に関する事 こと | 総務部 企画部 |
| 市 民 生 活 専 門 委 員 会 | 地域コミュニティの活性化、環境保全対 策及び防災・防犯対策の推進等に関する こと | 市民部 消防本部 |
| 健 康 福 祉 専 門 委 員 会 | 健康の増進、福祉の充実等に関する事 こと | 健康福祉部 荘内病院 |
| 農 林 水 産 専 門 委 員 会 | 農林水産業の振興等に関する事 こと | 農林水産部 農業委員会 |
| 商 工 観 光 専 門 委 員 会 | 商工業及び観光の振興、地域経済の活 性化等に関する事 こと | 商工観光部 |
| 社 会 基 盤 専 門 委 員 会 | 都市基盤の整備、交通環境の充実、地域 情報化の推進等に関する事 こと | 建設部 上下水道部 |
| 教 育 文 化 専 門 委 員 会 | 教育・文化・スポーツの振興等に関する こと | 教育委員会 |

(2) 市民の意見の反映

① 地域振興懇談会

旧町村単位で設置されている地域振興懇談会において、各地域の振興方針について意見を聴取する。

② 鶴岡まちづくり塾

若者世代で構成される鶴岡まちづくり塾において、今後の地域づくりに対する意見を聴取する。

③ 市民ワークショップ

多様な市民の意見を反映させるためワークショップを開催する。

・テーマ「10年後の鶴岡の姿とそのためのまちづくりについて」(仮)

④ パブリックコメント

総合計画審議会より答申を受けた総合計画(案)について、ホームページに掲載し、広く市民の意見を募集する。

(3) 事務局体制

①総合計画審議会幹事会など (別紙1参照)

5. 総合計画 策定スケジュール (別紙2参照)

総合計画の策定については、総合計画審議会において平成30年9月をめどに取りまとめ、同年12月議会において基本構想に関する市議会の議決を得、平成31年1月までの策定を目標として進めることとする。

総合計画策定庁内体制について

1 総合計画審議会幹事会

副市長以下、次の職にある職員を総合計画審議会幹事とし、幹事をもって幹事会を設置し、審議会事務を総括する。

＜総合計画審議会幹事＞ 25名

副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、藤島庁舎支所長、羽黒庁舎支所長、櫛引庁舎支所長、朝日庁舎支所長、温海庁舎支所長、荘内病院事務部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、消防長、総務課長、財政課長、職員課長、地域振興課長、政策企画課長、地方創生推進主幹

2 専門委員会担当庁内部会

総合計画審議会の専門委員会ごとに担当部課長等による専門委員会担当庁内部会を設置し、基本構想案及び基本計画原案の調整等を行う。

各専門委員会担当庁内部会の構成員は次のとおりとする。

| 名 称 | 構 成 員 |
|---------------------|---|
| 企画専門委員会 担当庁内部会 | 総務部長、企画部長、各庁舎支所長 総務課長、職員課長、職員課主幹、財政課長、 食文化創造都市推進課長、地域振興課長、 情報企画課長、政策企画課長、地方創生推進主幹、 各庁舎総務企画課長 |
| 市民生活専門委員会 担当庁内部会 | 市民部長、消防長、消防次長兼消防署長、 各庁舎支所長 市民課長、コミュニティ推進課長、 市民部参事兼危機管理監兼防災安全課長、 防災安全課主幹、環境課長、廃棄物対策課長、 消防本部総務課長、予防課長、警防課長、 各庁舎総務企画課長、各庁舎市民福祉課長 |
| 健康福祉専門委員会 担当庁内部会 | 健康福祉部長、荘内病院事務部長、 事務部参事兼医事課長、各庁舎支所長 健康課長、健康課保健主幹、福祉課長、長寿介護課長、 子育て推進課長、 子育て推進課主幹兼子ども家庭支援センター所長、 国保年金課長、荘内病院総務課長、施設管理主幹、 各庁舎市民福祉課長 |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>農林水産専門委員会 担当庁内部会</p> | <p>農林水産部長、農林水産部参事兼農政課長、 農業委員会参事兼事務局長、各庁舎支所長 農政課主幹兼農政企画室長、農山漁村振興課長、 各庁舎産業建設課長</p> |
| <p>商工観光専門委員会 担当庁内部会</p> | <p>商工観光部長、各庁舎支所長 商工課長、観光物産課長、各庁舎産業建設課長</p> |
| <p>社会基盤専門委員会 担当庁内部会</p> | <p>建設部長、建設部参事、上下水道部長、各庁舎支所長 都市計画課長、都市計画課主幹、土木課長、 土木課地域調整主幹、建築課長、上下水道部総務課長、 水道課長、下水道課長、下水道課主幹、契約管財課長、 地域振興課長、情報企画課長、各庁舎産業建設課長</p> |
| <p>教育文化専門委員会 担当庁内部会</p> | <p>教育部長、各庁舎支所長 管理課長、管理課主幹兼学区再編対策室長、 学校教育課長、学校教育課指導主幹、社会教育課長、 社会教育課文化主幹、 社会教育課主幹兼藤沢周平記念館長、スポーツ課長、 中央公民館長、図書館長、学校給食センター所長、 各庁舎総務企画課長</p> |

各部会に部会長を置き、部会の事務を統括する。

鶴岡市総合計画策定スケジュール(案)

平成29年度

| 時期 | 総合計画審議会・市 | 総合調整部会 | 企画専門委員会 | 専門委員会(企画除く) | その他 |
|-------------|--|--------------------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 平成29年 8月 | ○第1回(8/23) ・諮問 ・策定方針 ・市の現状と課題 | | | | |
| 9月 | | | | | |
| 10月 | | | | | ○市民ワークショップ (~2月 複数回開催) |
| 11月 | | ○第1回 ・市の現状と課題 ・主要テーマ | ○第1回 ・委員長等の選出 ・市の現状 | ○第1回 ・委員長等の選出 ・分野別の現状 | ○地域懇談会 ○まちづくり意見募集 |
| 12月 | ○第2回 ・委嘱 ・市の現状と課題 ・主要テーマ等 | | ○第2回 ・まちづくりの理念 | ○第2回 ・分野別の現状と課題 ・主要テーマ | |
| 平成30年 1月 | | | | | |
| 2月 | | | ○第3回 ・基本構想の骨子 | ○第3回 ・分野別施策の基本的 方向 | |
| 3月 | ○第3回 ・基本構想の骨子 ・施策の基本的方向等 ○市議会への 条例改正提案 | ○第2回 ・基本構想の骨子 ・施策の基本的方向等 | | | |

平成30年度

| 時 期 | 総合計画審議会・市 | 総合調整部会 | 企画専門委員会 | 専門委員会（企画除く） | そ の 他 |
|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| 平成30年 4 月 | | | | | |
| 5 月 | | | ○第4回 ・基本構想案 | ○第4回 ・基本計画案 | |
| 6 月 | | | | | |
| 7 月 | ○第4回 ・基本構想案 | ○第3回 ・基本構想案 | ○第5回 ・総合計画案 | ○第5回 ・総合計画案 | ○地域懇談会 ○まちづくり意見募集 |
| 8 月 | | ○第4回 ・総合計画案 | | | |
| 9 月 | ○第5回 ・総合計画答申案 | | | | |
| 10月 | ○第6回 ・総合計画の答申 | | | | ○パブリックコメント |
| 11月 | | | | | |
| 12月 | ○市議会による議決 | | | | |
| 1 月 | ○総合計画策定（市） | | | | |
| 2 月 | | | | | |
| 3 月 | | | | | |

○鶴岡市総合計画審議会条例

平成17年12月26日

条例第262号

改正 平成19年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、鶴岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び団体の役員
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第9条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(幹事)

第10条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例5号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成19年5月9日

規則第46号

改正 平成26年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成17年鶴岡市条例第262号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

(2) 市民生活専門委員会

(3) 健康福祉専門委員会

- (4) 農林水産専門委員会
- (5) 商工観光専門委員会
- (6) 社会基盤専門委員会
- (7) 教育文化専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第3条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会並びに部会及び専門委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則12号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

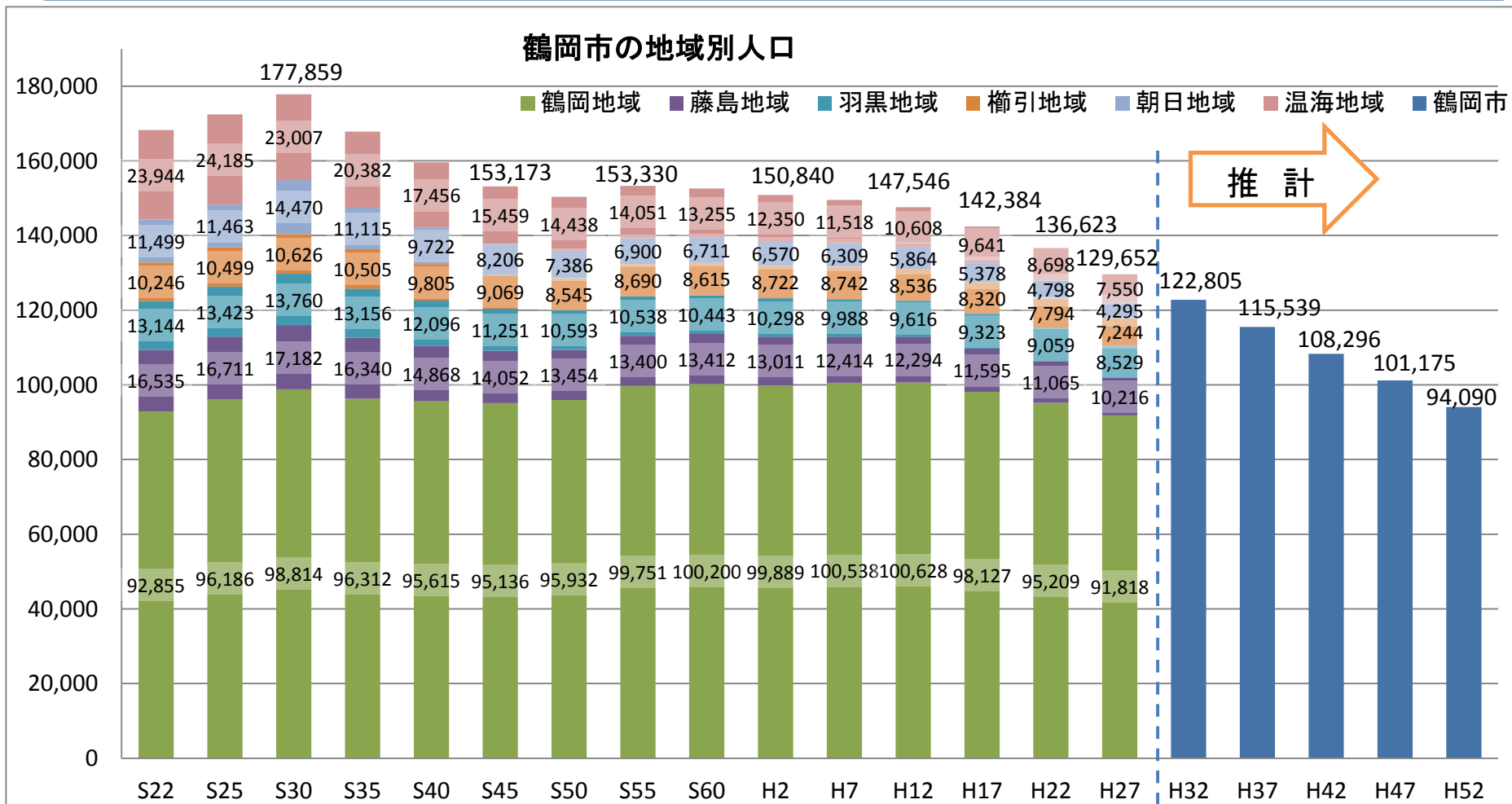
鶴岡市の人口

平成29年8月

鶴岡市総合計画審議会

1 人口 - (1)市内各地域の状況①

- 総人口は昭和30年にピークを迎え、昭和55年以降一貫して減少している。
- 平成22年から27年の5年間で、約7千人(総人口の約5%相当)が減少しており、この傾向が続くものと予想される。
- 平成52年(2040年)には、総人口は約9万4千人まで減少するものと予想される。

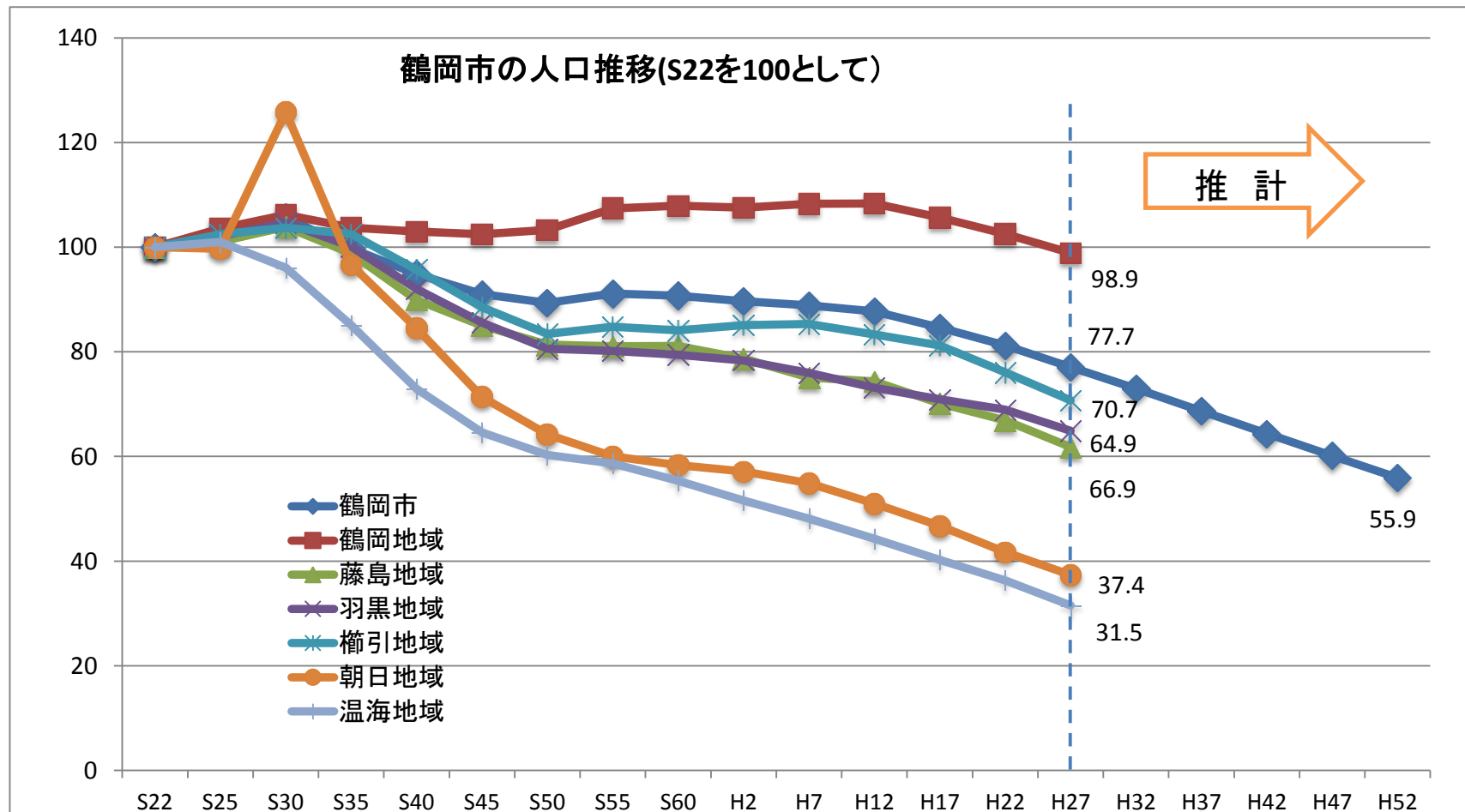


資料 国勢調査。平成32年以降は、平成22年国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成25年3月公表)

1 人口 – (1)市内各地域の状況②

昭和22年の人口を100とした場合、平成27年の人口は、

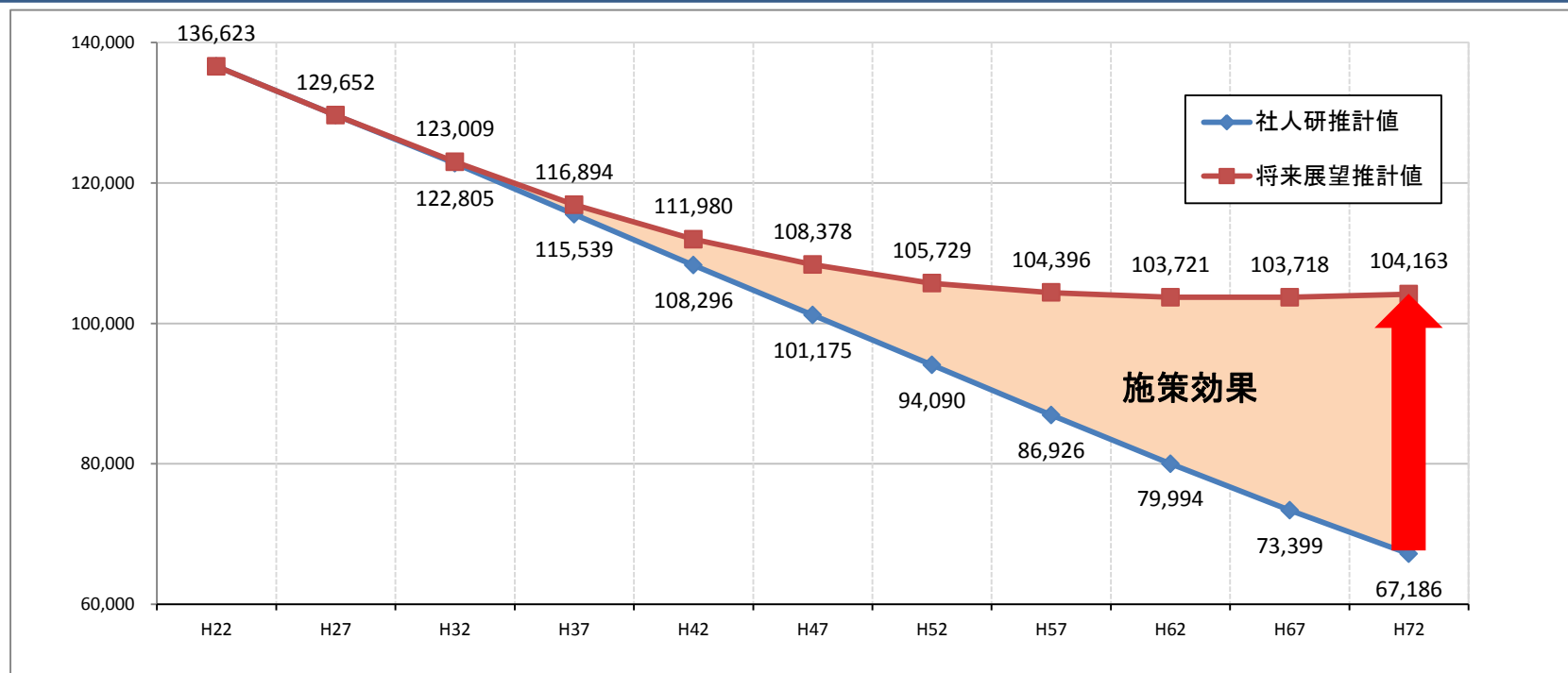
- 温海地域では3割強、朝日地域では4割弱の水準まで低下した。
- 藤島、羽黒、櫛引の各地域は7割弱の水準まで低下した。



資料 国勢調査。平成32年以降は、平成22年国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成25年3月公表)

1 人口 – (1) 鶴岡市人口ビジョンにおける将来展望

- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計値に対し、平成27年10月に策定した「鶴岡市人口ビジョン」における本市の推計値は、下記グラフの「将来展望推計値」のとおり。
- 「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、各施策効果の発揮により出生率や社会動態を改善し、人口減少を緩やかなものにすることを目指し、平成52年(2040年)時点での社人研推計値94,090人に対して、将来展望推計値を105,729人(社人研推計値比+11,639人)と見込む。

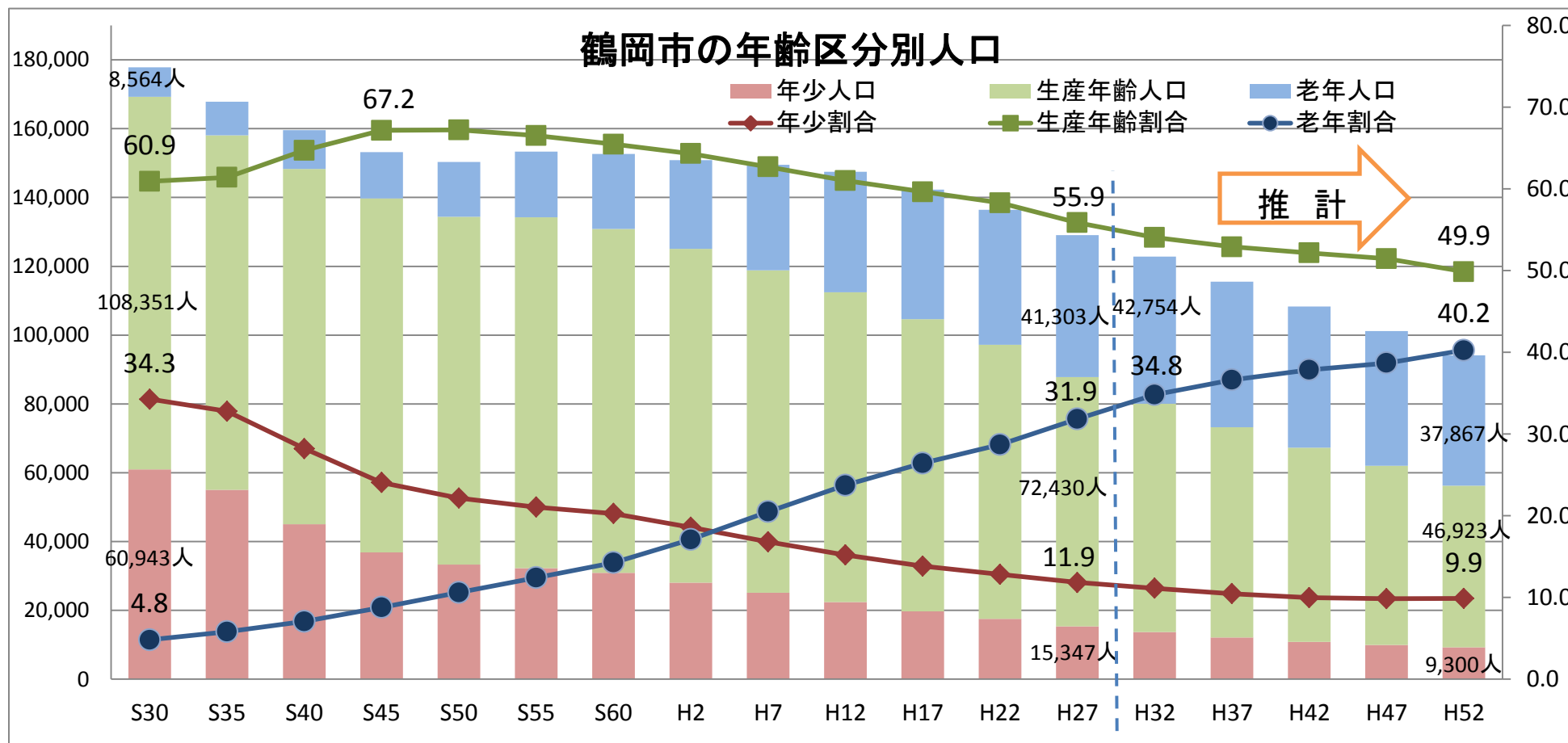


| | H22 (2010) | H27 (2015) | H32 (2020) | H37 (2025) | H42 (2030) | H47 (2035) | H52 (2040) | H57 (2045) | H62 (2050) | H67 (2055) | H72 (2060) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 社人研推計値 | 136,623 | 129,652 | 122,805 | 115,539 | 108,296 | 101,175 | 94,090 | 86,926 | 79,994 | 73,399 | 67,186 |
| 将来展望推計値 | 136,623 | 129,652 | 123,009 | 116,894 | 111,980 | 108,378 | 105,729 | 104,396 | 103,721 | 103,718 | 104,163 |

資料 国勢調査。平成32年以降は、「鶴岡市人口ビジョン」における将来展望推計値(平成27年10月策定)

1 人口 - (2) 年齢区分別

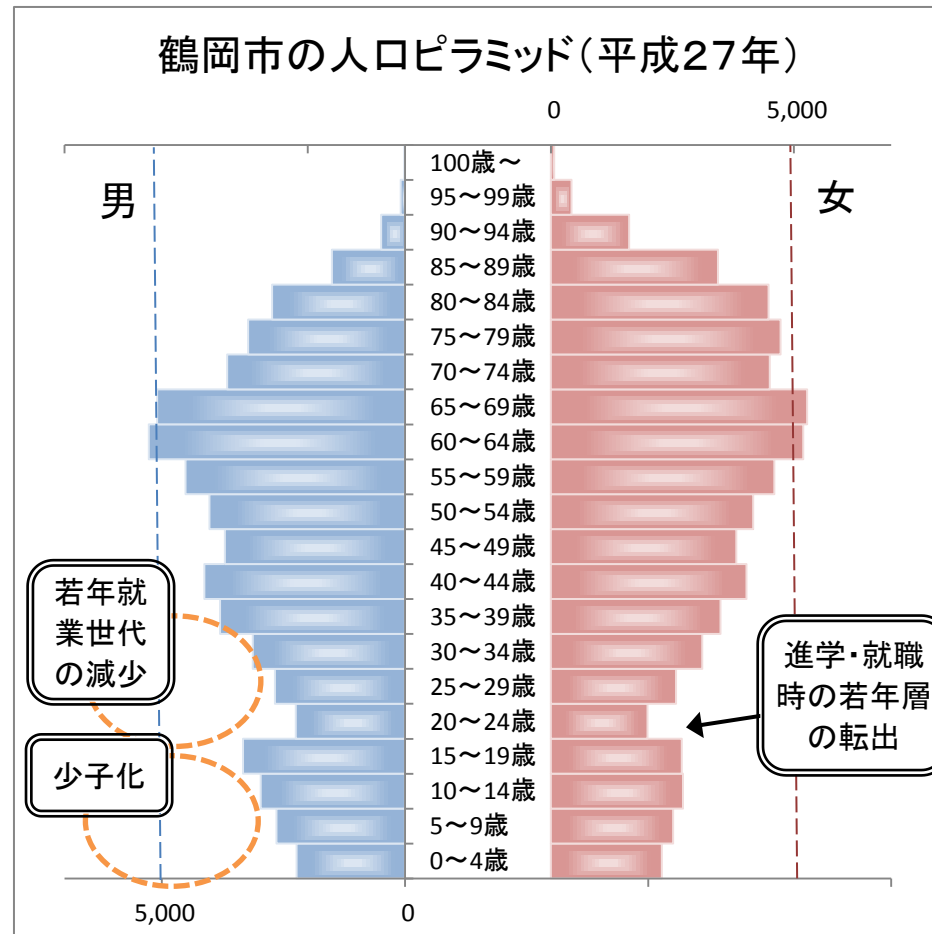
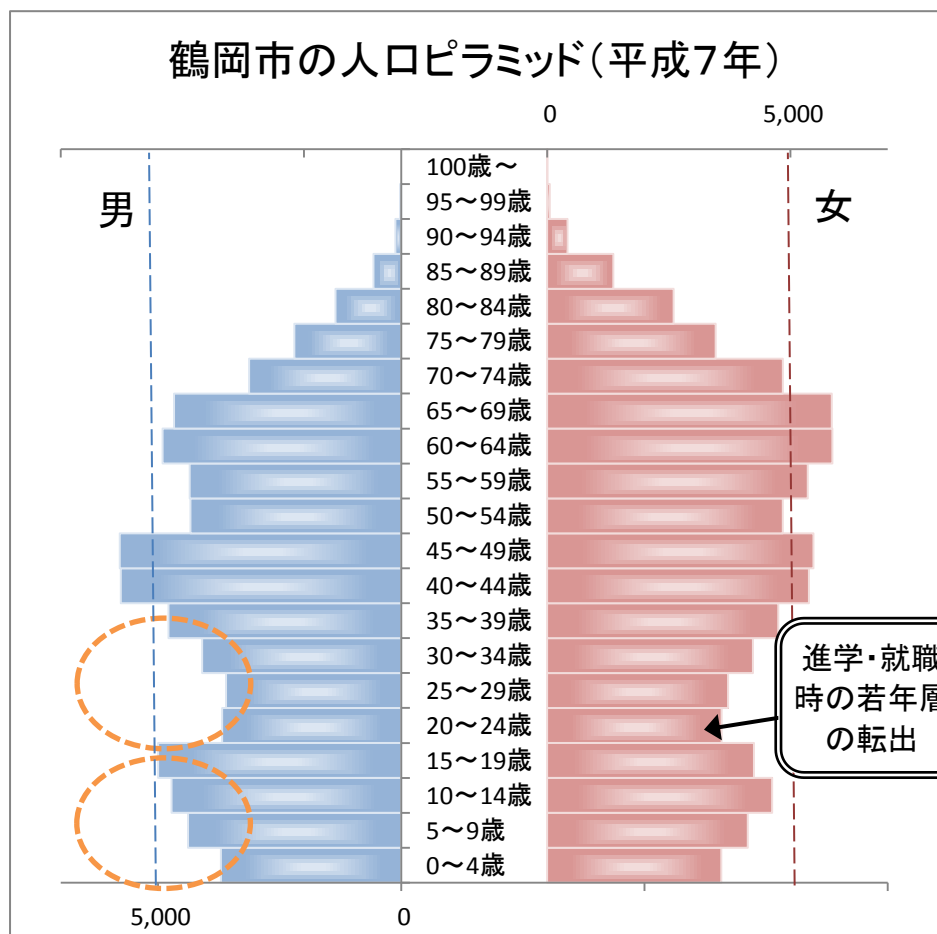
- ・ 生産年齢人口(15-64歳)は、平成27年の約7万2千人から、平成52年には約4万7千人となり、25年間で約35%減少する見込み。
- ・ 老年人口(65歳以上)は、平成27年の約4万1千人から、平成32年の約4万3千人をピークとして、減少に転じることが見込まれるが、総人口に占める割合は上昇を続け、平成52年には40%を超える見込み。



資料 国勢調査。平成32年以降は、平成22年国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成25年3月公表)

1 人口 — (2)年齢区分別 — ②人口ピラミッド

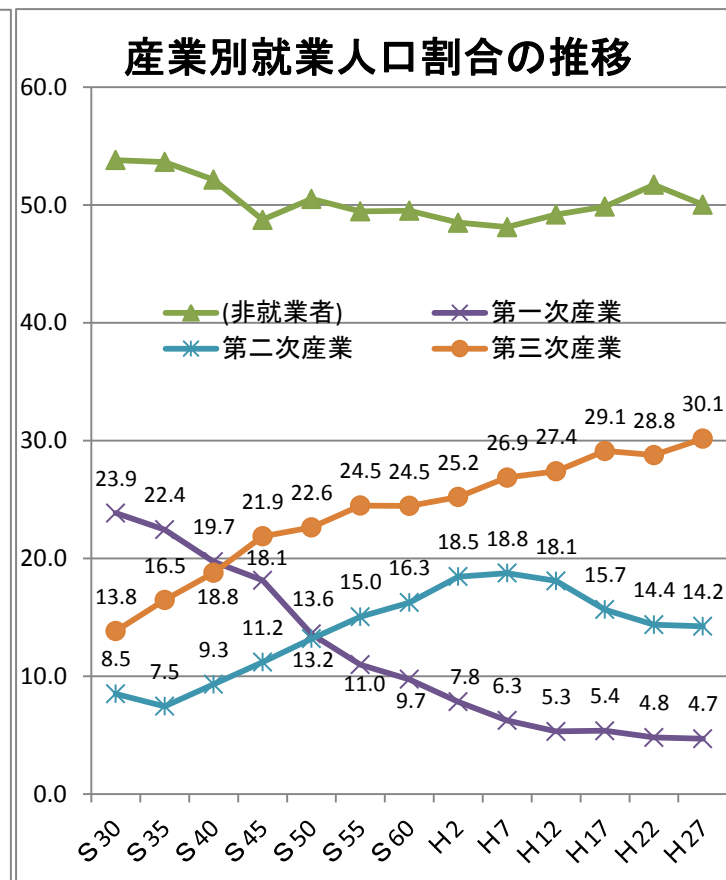
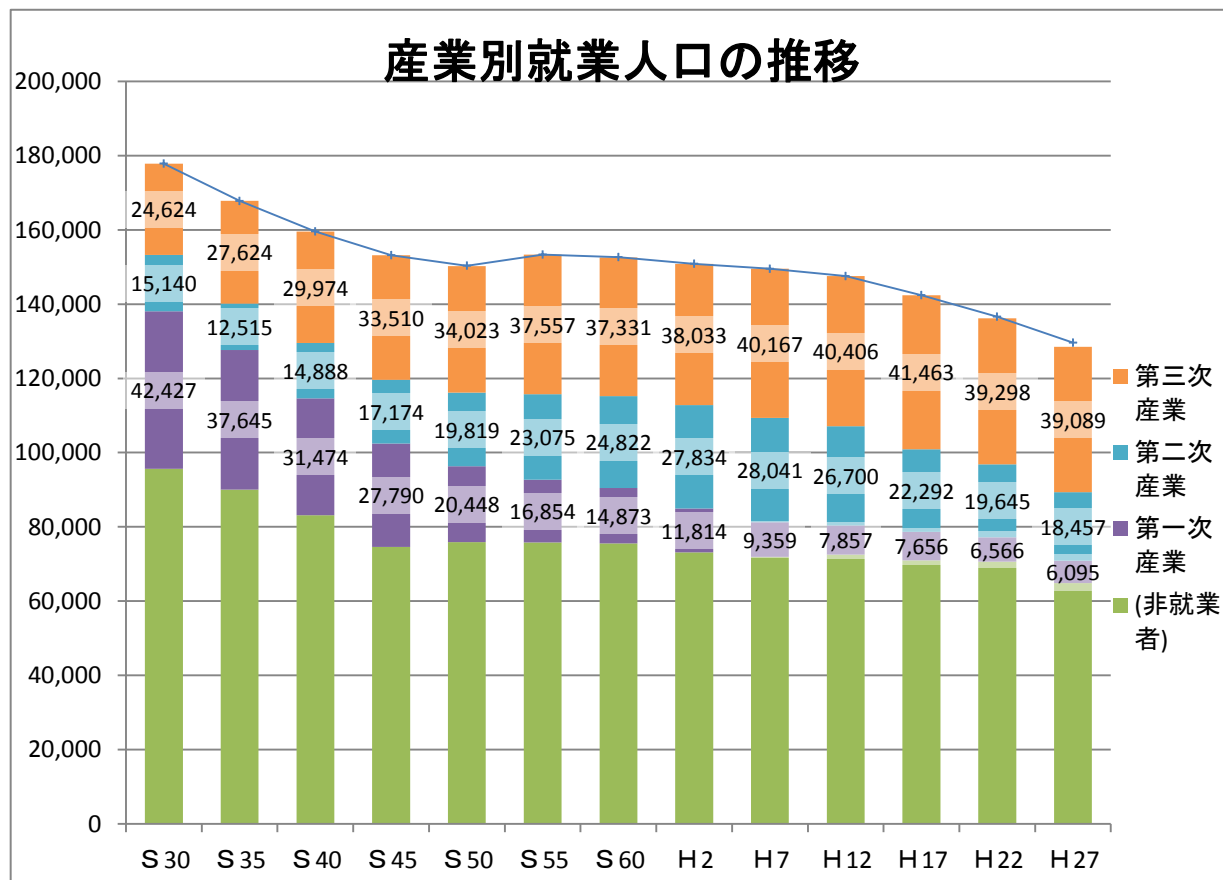
- 平成7年と平成27年人口ピラミッドを比較すると、**20歳台後半から40歳台前半にかけての若年就業世代と10歳台以下の子ども世代人口が大きく減少している。**
- 進学・就職時の転出傾向は同じく続いている。



資料 国勢調査

1 人口 - (3) 産業人口の変化

- 第一次産業の就業人口は、一貫して減少が続いており、平成27年の就業人口は30年前の約4割の水準まで減少している。
- 第二次産業の就業人口は、平成7年をピークに減少している。
- 第三次産業の就業人口は、平成22年以降人数は減少に転じているものの、その割合は上昇している。

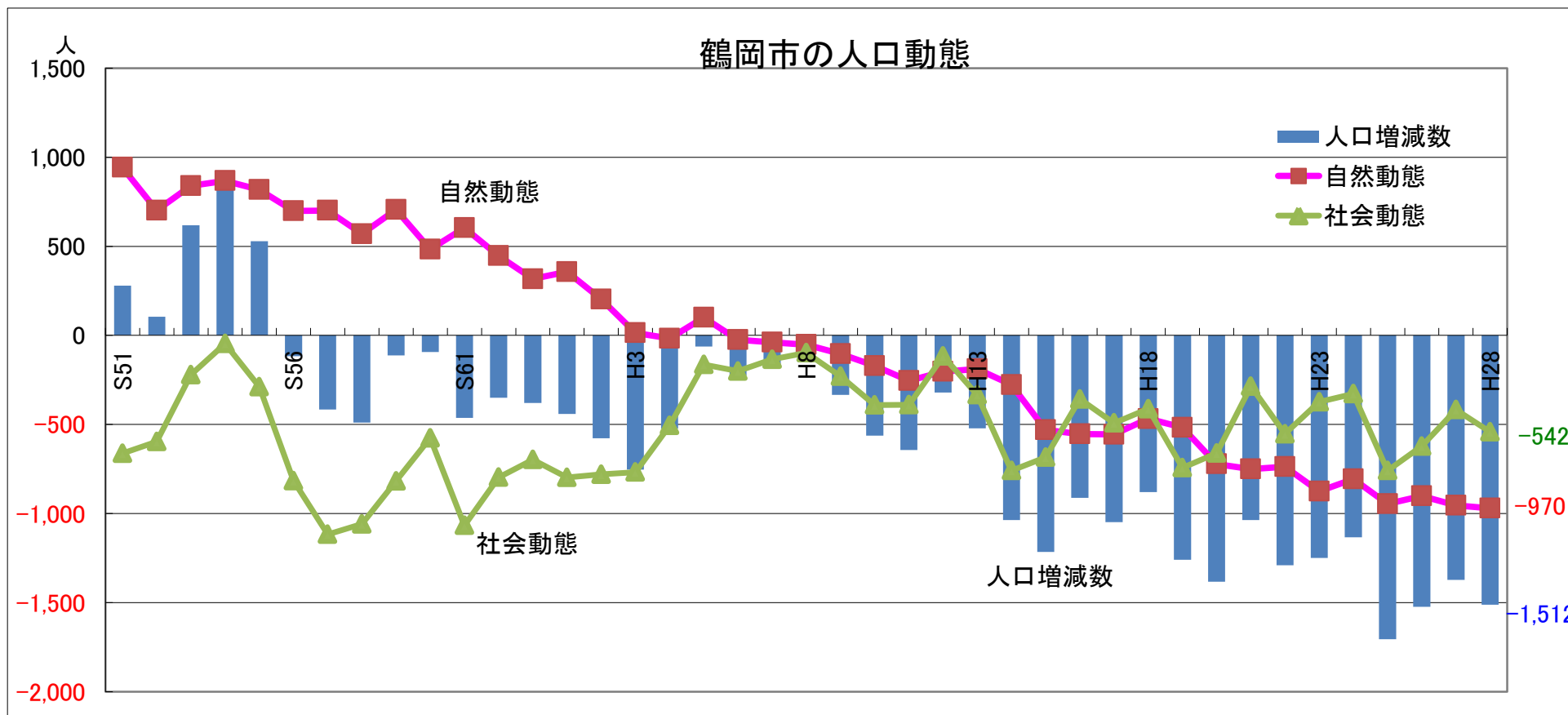


資料 国勢調査

注 「(非就業者)」は、総人口と就業者数の差

1 人口 - (4) 人口動態の推移

- 自然動態は平成6年以降マイナス(死亡>出生)で推移しており、減少数は拡大傾向にある。
- 社会動態は一貫して転出超過であり、近年は500人程度の転出超過で推移している。
 →人口減少の主要因は、かつては社会動態(転出超過)による減であったが、現在は自然動態(出生数の減少・死亡数の増加)による減となっている。

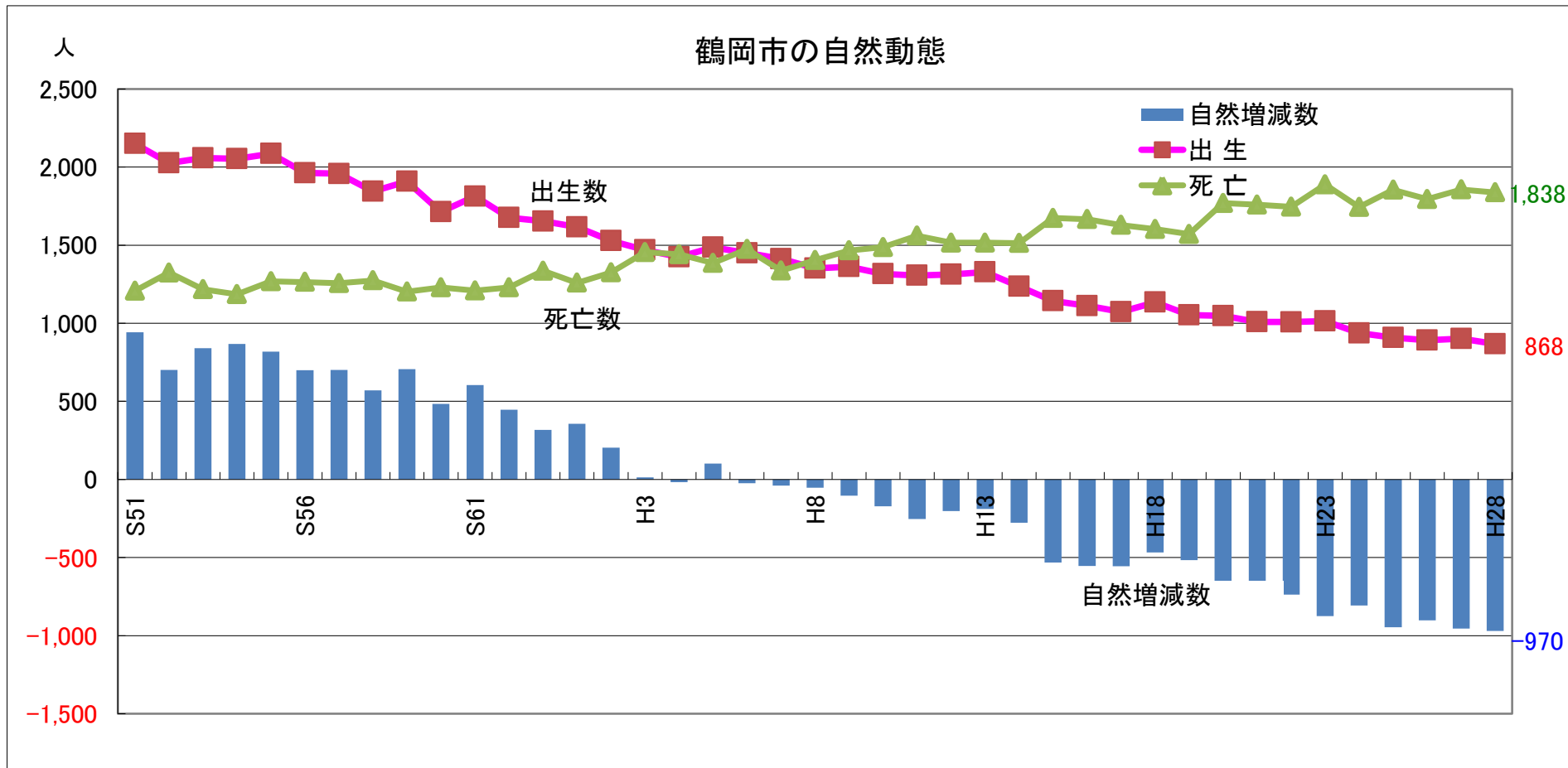


資料「山形県の人口と世帯数」

注 この年度は、当該年度の前年の10月1日から当該年度の9月30日までの期間を指す。

1 人口 — (4) 人口動態の推移 — ① 自然動態

- 出生数の減少と死亡数の増加が同時に進行しており、マイナス幅は拡大傾向にある。

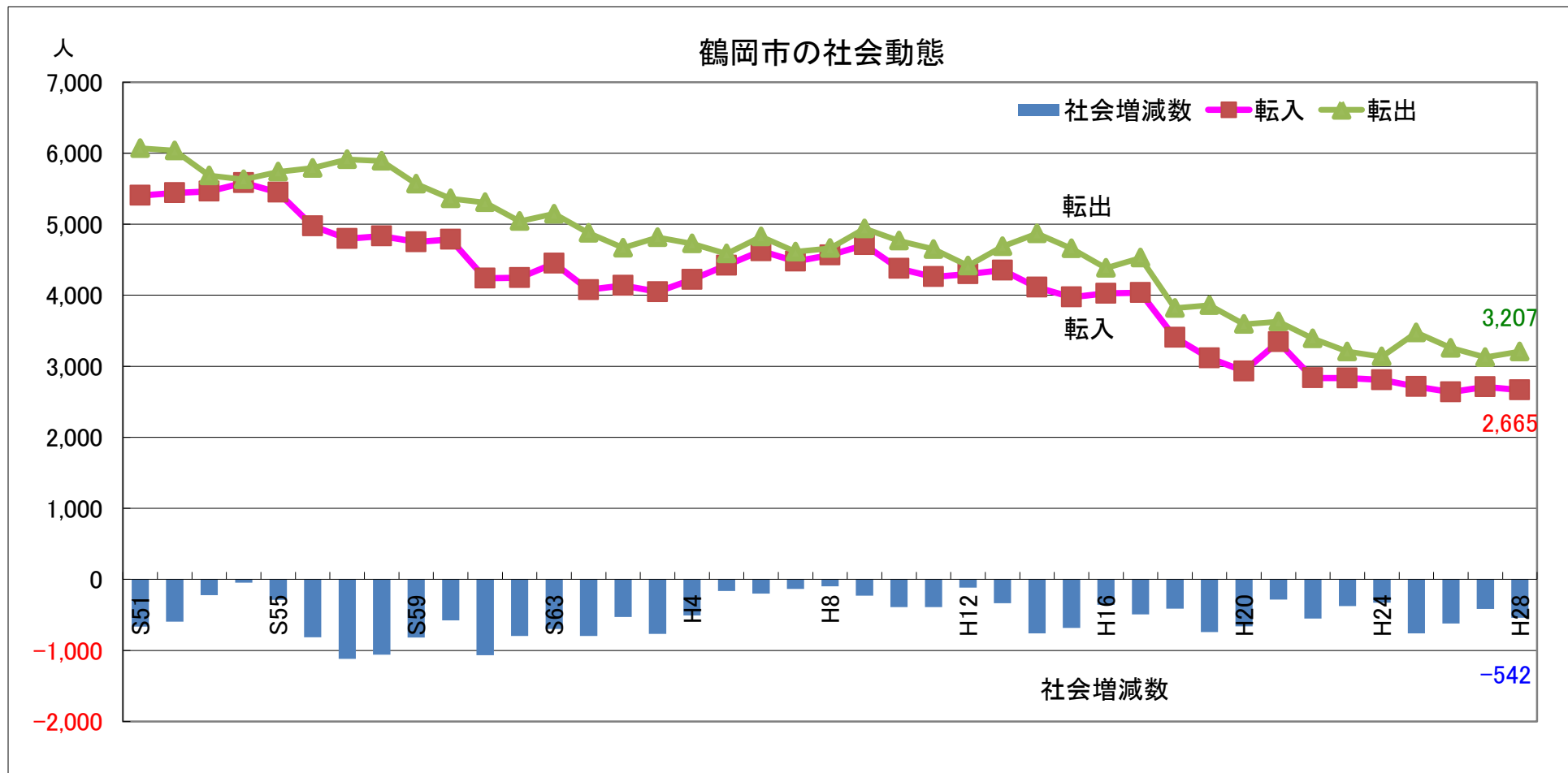


資料「山形県の人口と世帯数」

注 この年度は、当該年度の前年の10月1日から当該年度の9月30日までの期間を指す。

1 人口 — (4) 人口動態の推移 — ② 社会動態

- 社会動態は、一貫して転出超過となっているが、転入者数・転出者数とも減少傾向にある。
- 近年は500人程度のマイナスで推移している。

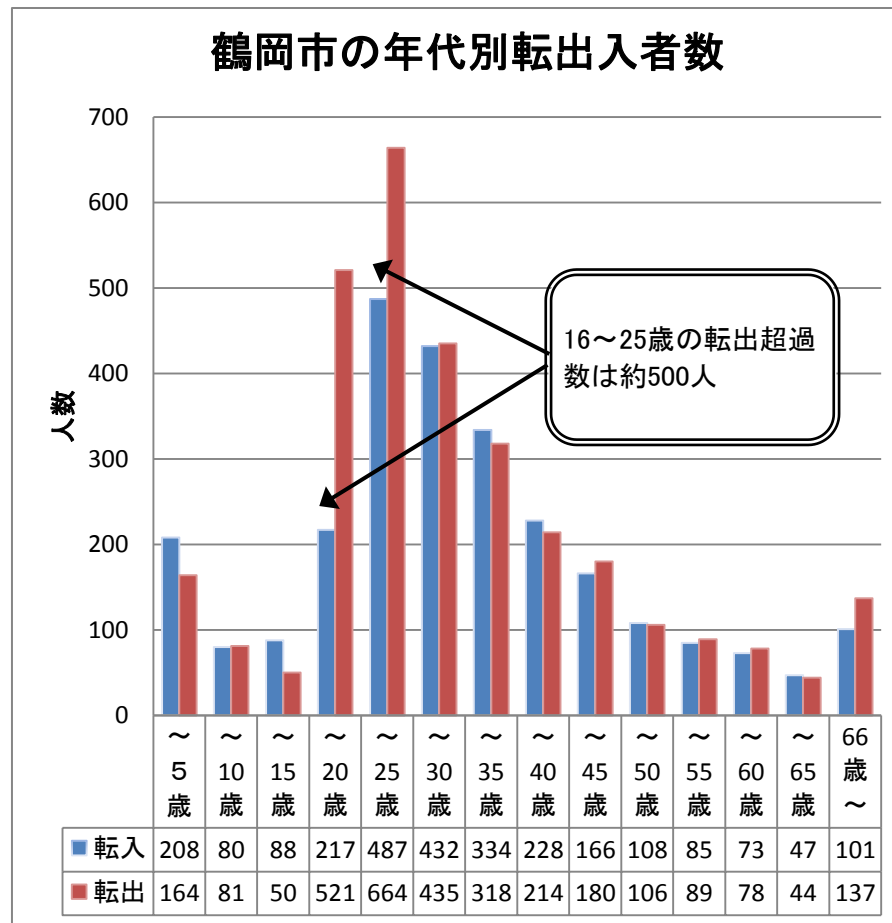
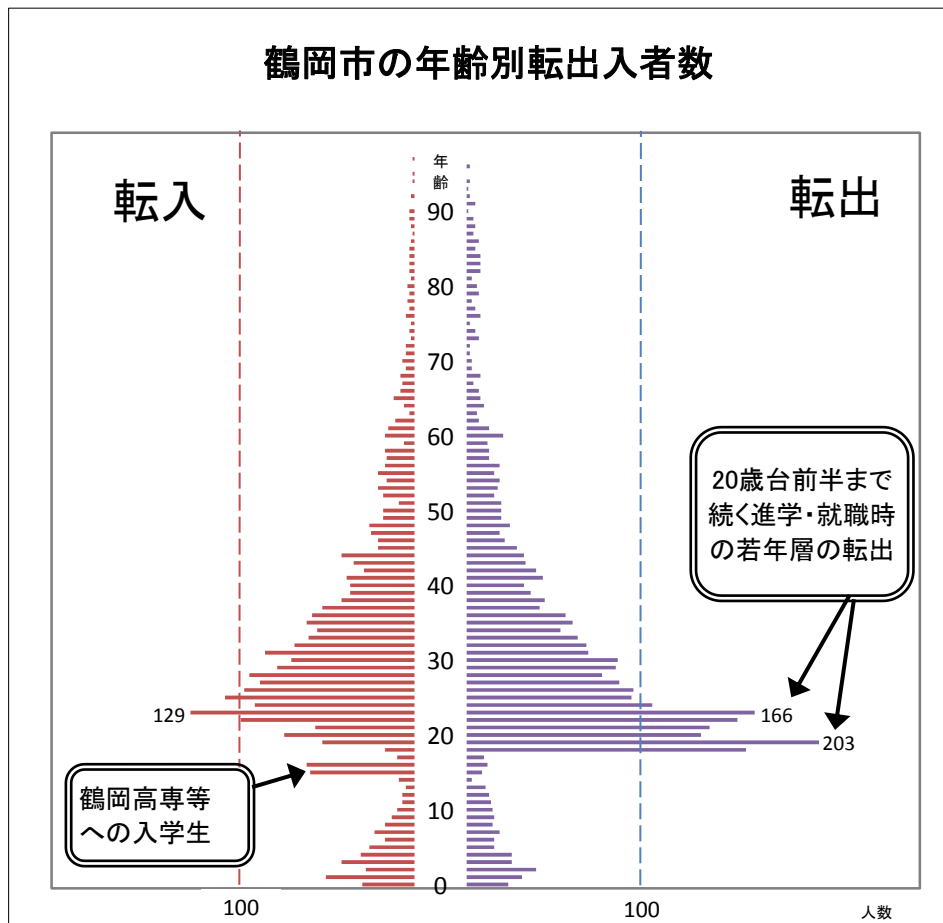


資料「山形県の人口と世帯数」

注 この年度は、当該年度の前年の10月1日から当該年度の9月30日までの期間を指す。

1 人口 — (4)人口動態の推移 — ②社会動態 — 年齢別転出入者(平成28年4月～平成29年3月)

- **高校卒業後から20歳前半まで**が大幅な転出超過となっている。この世代の**転出超過数は年間約500人**。
- 20歳代、30歳代の転入が、転入者数全体の5割強を占めている。



資料 市民課「山形県社会的移動人口調査調査票」を集計

1 人口 - (4)人口動態の推移 - ②社会動態 - 転出入と地域

- 転出先や転入元をみると、県内各市町村との転出入は101人の転出超過であるのに対し、県外へは441人の大幅な転出超過となっている。

→**県外への人口流出が社会動態におけるマイナスの主要因となっている**

市町村間社会的移動クロス表(平成27年10月～28年9月)

| 転出先 転出前の居住地 | 県内 | 村山地域 | 最上地域 | 置賜地域 | 庄内地域 | 鶴岡市 | 酒田市 | 三川町 | 庄内町 | 遊佐町 | 県外 | |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|--------|------|
| 県内 | 14,806 | 8,623 | 1,105 | 2,605 | 2,473 | 974 | 966 | 146 | 271 | 116 | 18,415 | 総数 |
| 村山地域 | 7,879 | | | | 797 | 370 | 331 | 22 | 54 | 20 | 9,608 | 村山地域 |
| 最上地域 | 1,427 | | | | 147 | 79 | 50 | 5 | 12 | 1 | 1,199 | 最上地域 |
| 置賜地域 | 2,934 | 1,175 | 68 | 1,527 | 164 | 86 | 71 | 2 | | | 3,243 | 置賜地域 |
| 庄内地域 | 2,566 | | | | 1,365 | 439 | 514 | 117 | 2 | | 4,365 | 庄内地域 |
| 鶴岡市 | 1,075 | 436 | 63 | 88 | 488 | | 300 | 82 | 94 | 12 | 2,132 | 鶴岡市 |
| 酒田市 | 964 | 396 | 49 | 66 | 453 | 260 | | 24 | 94 | 75 | 1,757 | 酒田市 |
| 三川町 | 103 | 12 | | 3 | 88 | 68 | 14 | | 6 | | 93 | 三川町 |
| 庄内町 | 288 | 50 | 4 | 6 | 228 | 96 | 115 | 11 | | 6 | 225 | 庄内町 |
| 遊佐町 | 136 | 24 | 1 | 3 | 108 | 15 | 85 | | 8 | | 158 | 遊佐町 |
| 県外 | 14,869 | 8,313 | 807 | 2,322 | 3,421 | 1,691 | 1,368 | 53 | 197 | 118 | | |

資料「山形県の人口と世帯数」

注1)同一市町村内の移動は、職権記載(転入)によるものである。

注2)表中において、「0」は空欄としている。

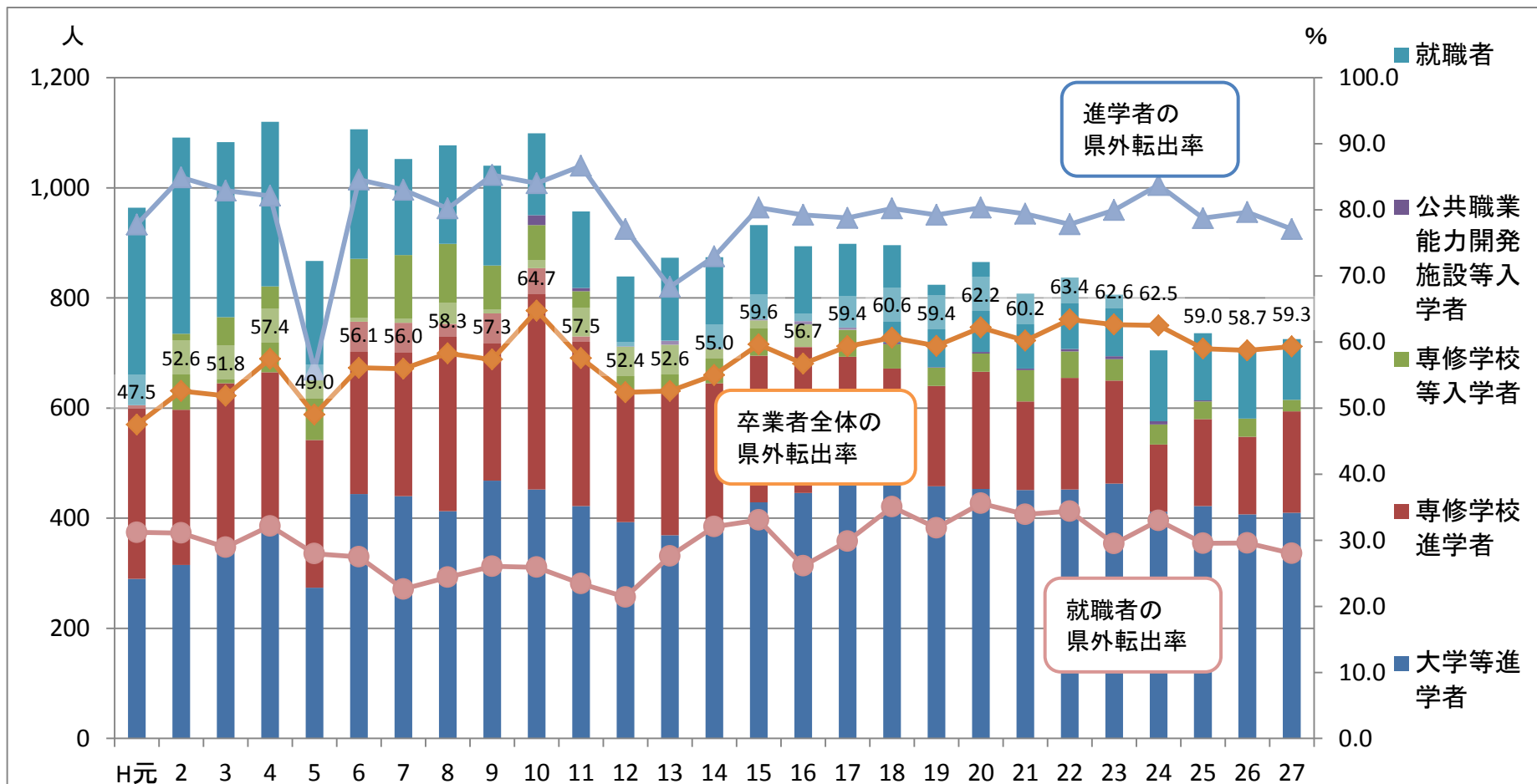
県外からの
転入

県外への転出が県外からの転入より多い

↓
県外への転出超過

1 人口 — (5) 高校卒業者の県外転出

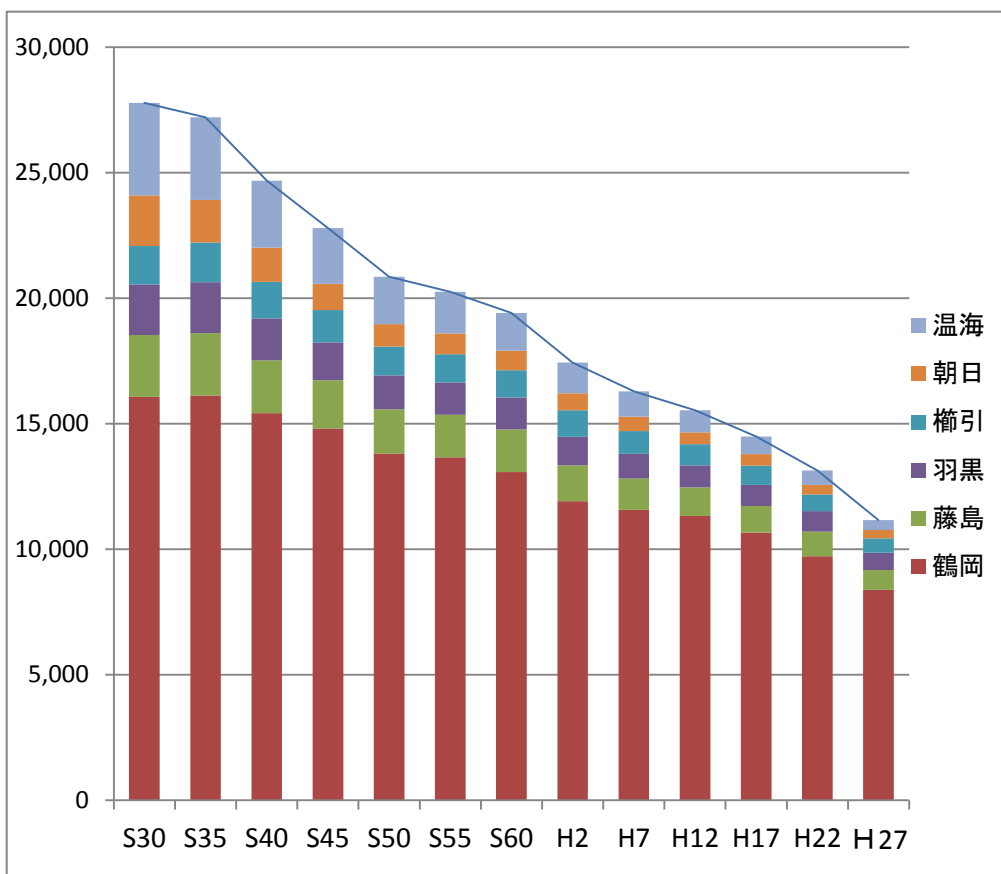
- 高校卒業者の県外転出率は、進学者が80%、就職者が30%、高校卒業者全体では60%前後で推移している。
- 平成28年春は、約700人の生徒が高校卒業を機会に県外に転出している。



資料 学校基本調査 ※例: H1→H2年3月の卒業生
 *1「大学等進学者」「専修学校進学者」には就職進学者を含む
 *2「専修学校等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」には就職入学者を含む

1 人口 - (6) 20~39歳女性人口の推移

- 20~39歳の女性人口はこの30年間で約40%減少した。



資料 国勢調査

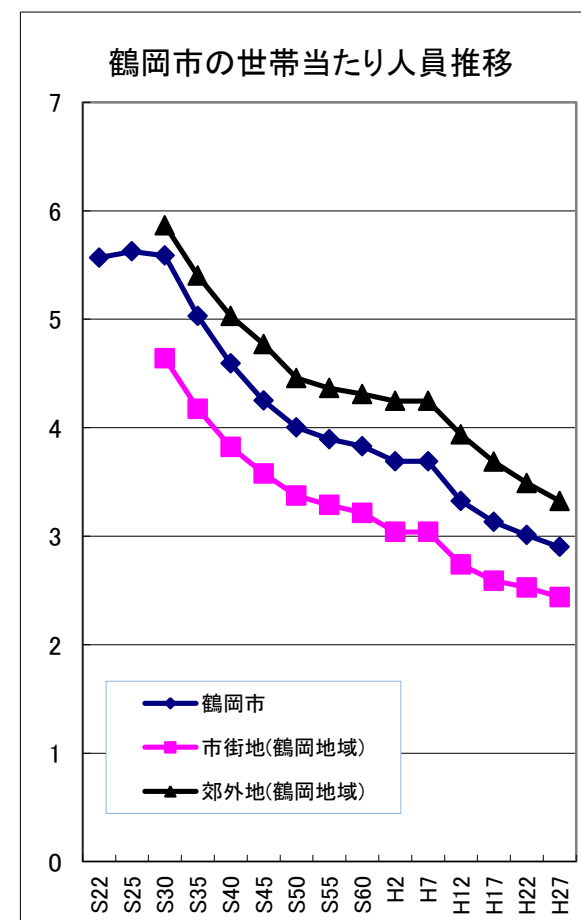
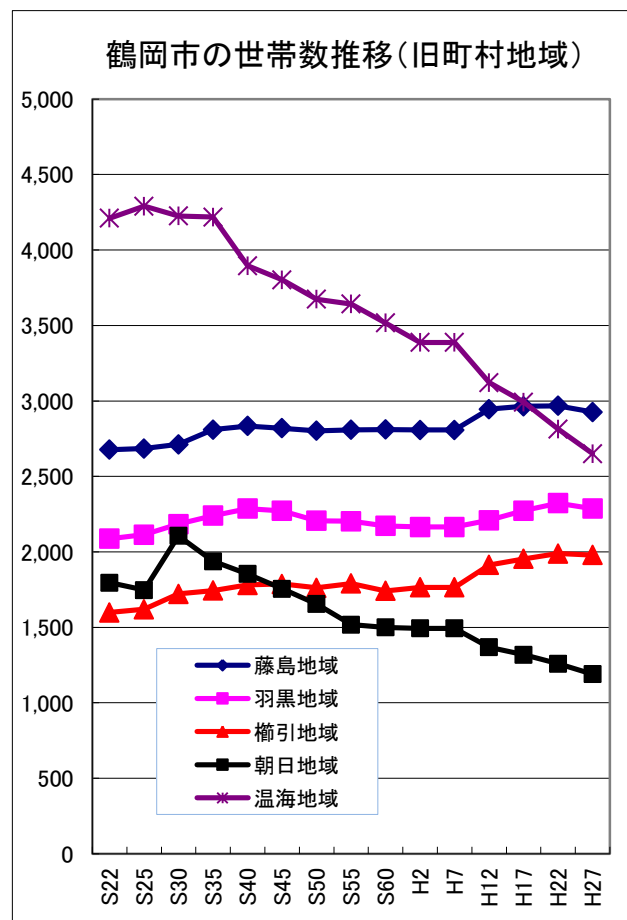
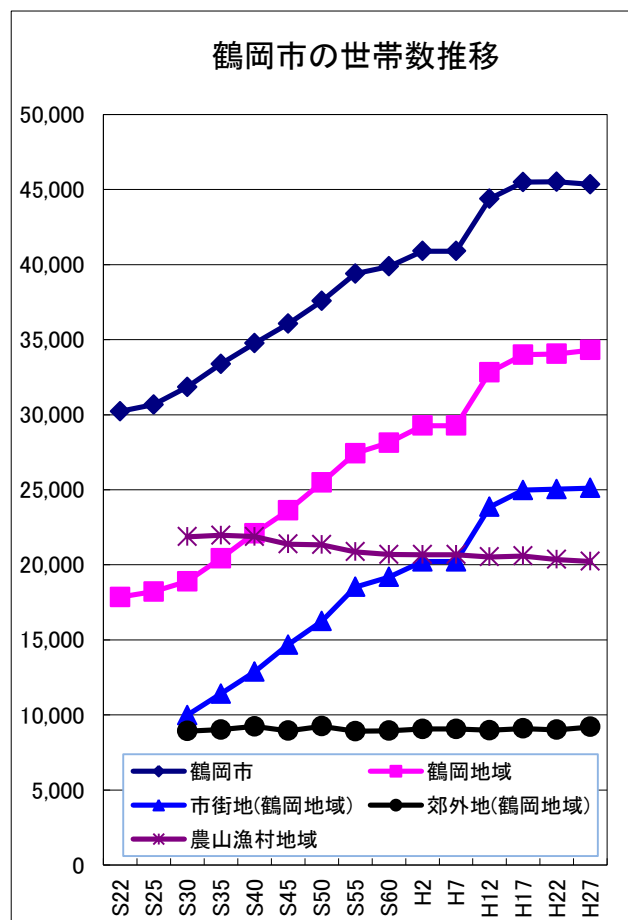
| | (60年前) | | (30年前) | | (人、%) |
|-----|-------------|----------------------|-------------|----------------------|--------|
| | 1955 S30 | 2015年ま での減少 割合 | 1985 S60 | 2015年ま での減少 割合 | |
| 鶴岡市 | 27,781 | -59.8 | 19,414 | -42.5 | 11,162 |
| 鶴岡 | 16,072 | -47.8 | 13,069 | -35.9 | 8,383 |
| 藤島 | 2,460 | -68.0 | 1,704 | -53.9 | 786 |
| 羽黒 | 2,020 | -66.1 | 1,269 | -46.0 | 685 |
| 櫛引 | 1,528 | -62.4 | 1,087 | -47.1 | 575 |
| 朝日 | 2,017 | -83.6 | 781 | -57.6 | 331 |
| 温海 | 3,684 | -89.1 | 1,504 | -73.3 | 402 |

参考) 女性全年齢

| | | | | | |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|
| 鶴岡市 | 92,611 | -26.7 | 79,924 | -15.1 | 67,891 |
| 鶴岡 | 52,316 | -8.3 | 52,616 | -8.9 | 47,955 |
| 藤島 | 8,777 | -38.9 | 6,907 | -22.3 | 5,365 |
| 羽黒 | 7,086 | -36.6 | 5,266 | -14.7 | 4,492 |
| 櫛引 | 5,550 | -31.8 | 4,477 | -15.5 | 3,784 |
| 朝日 | 6,466 | -65.2 | 3,428 | -34.4 | 2,249 |
| 温海 | 12,416 | -67.4 | 7,230 | -44.0 | 4,046 |

2 世帯 — (1) 世帯数

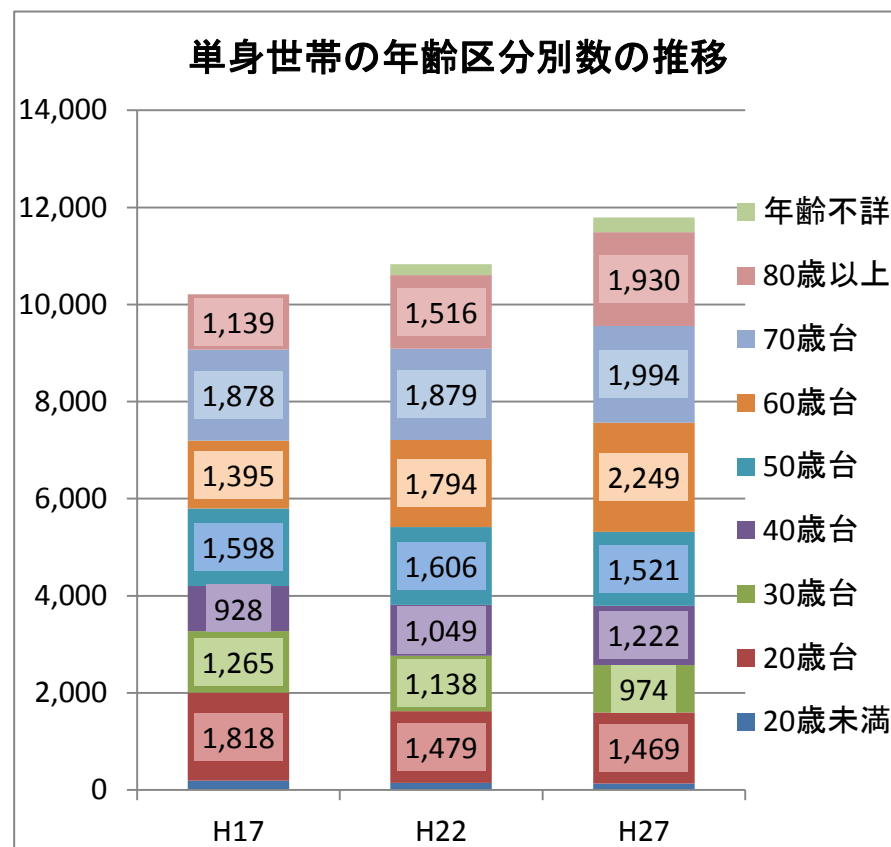
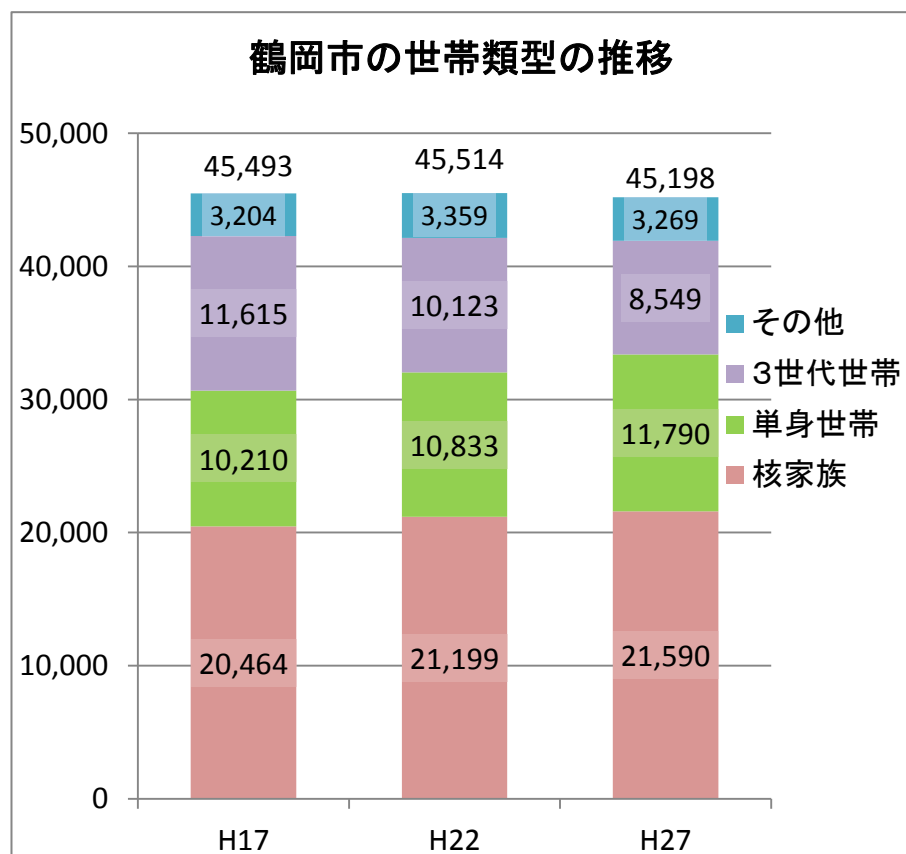
- 市全体でみた世帯数は増加を続けてきたが、平成27年に初めて減少した。
- 鶴岡地域の市街地(第1～6学区地域)は、微増を続けているが、それ以外の地域は減少傾向にあり、朝日・温海地域は減少が顕著となっている。
- 世帯当たり人員は、昭和30年以降、一貫して減少傾向にある。



資料 国勢調査

2 世帯 — (2) 世帯類型

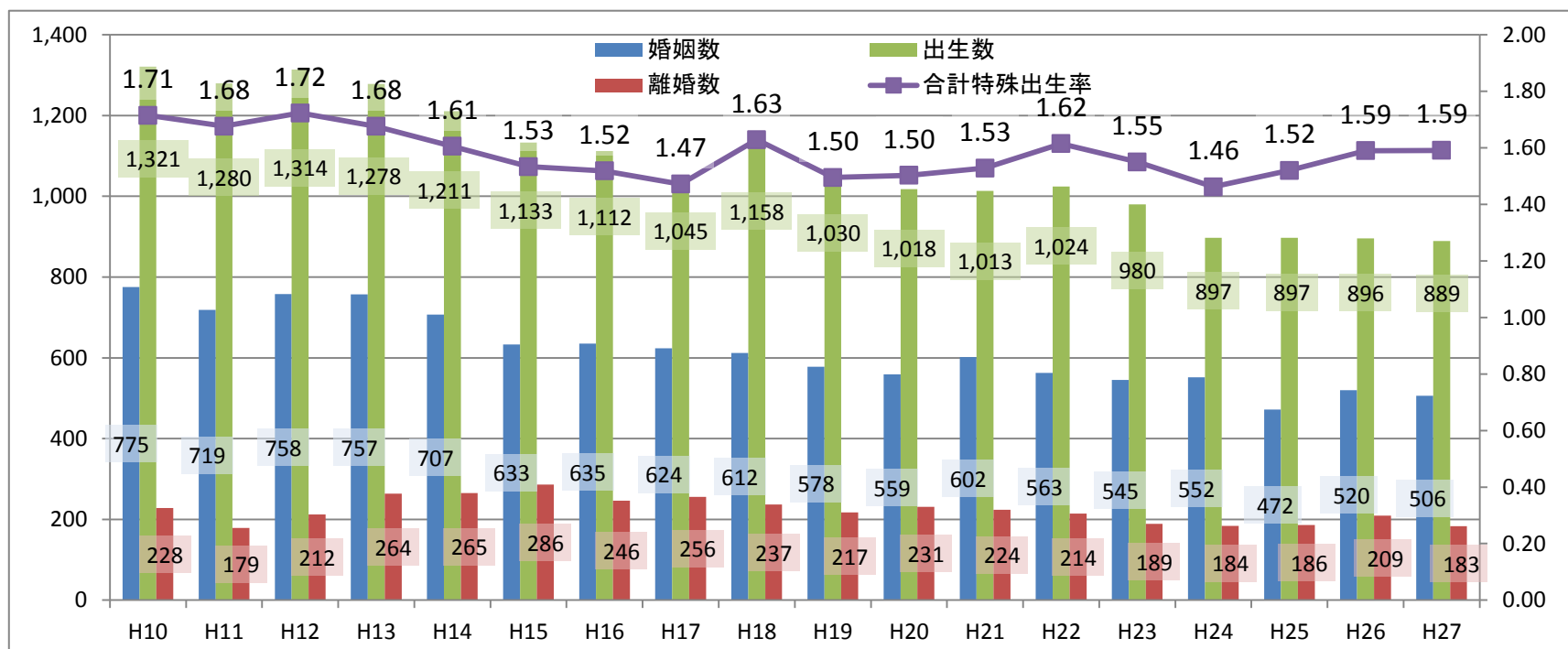
- 3世代世帯数は10年間で約3,000世帯(26%)減少している。
- 単身世帯は10年間で約1,500世帯(15%)増加している。
- 単身世帯を年齢区分別に見ると、この10年間で60歳以上が1,761世帯(40%)の増と、大きく増加している。
→高年齢者の単独世帯の増加



資料 国勢調査

3 婚姻 — (1) 婚姻数と合計特殊出生率

- 婚姻数は緩やかな減少傾向が続いている。平成27年は10年前に比較して118件、約2割の減少。
- 合計特殊出生率は、平成24年以降上昇傾向にあったが、ここ2年間は横ばいで推移している。
- 離婚数はこの15年間では平成15年をピークに減少傾向。婚姻数に対する割合は3分の1程度。

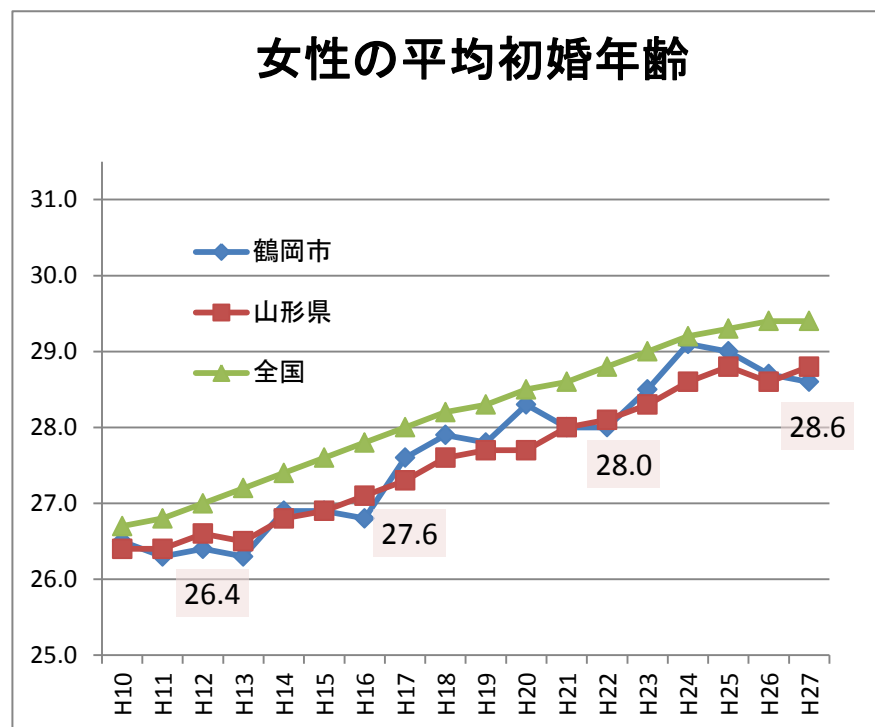
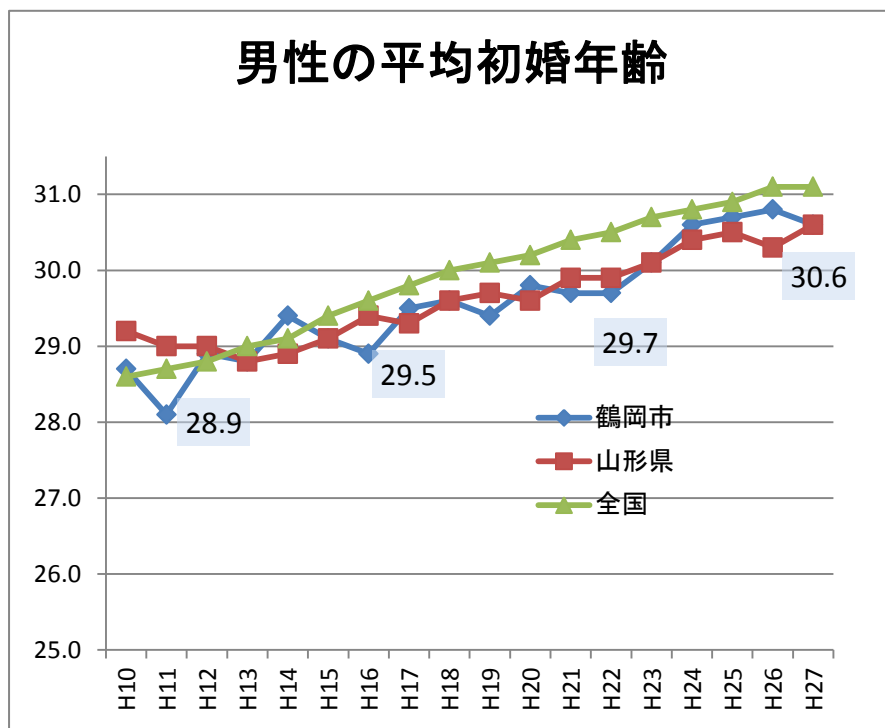


資料 山形県保健福祉統計年報(人口動態統計編) 年は暦年単位

※H16年までの合計特殊出生率は各市町村の出生数・合計出生率から15~49歳の女性人口を割戻して算出

3 婚姻 — (2) 平均初婚年齢

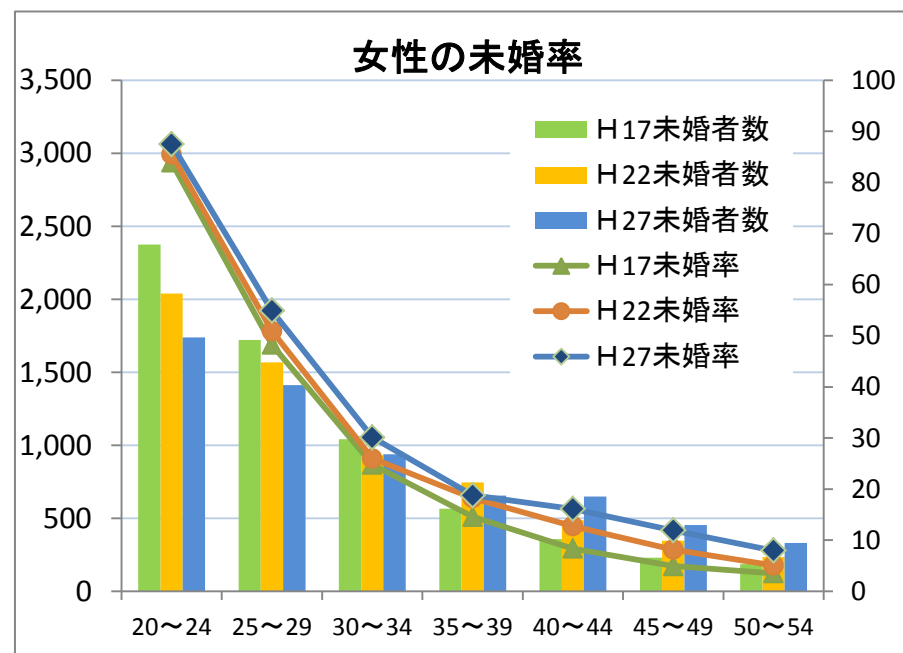
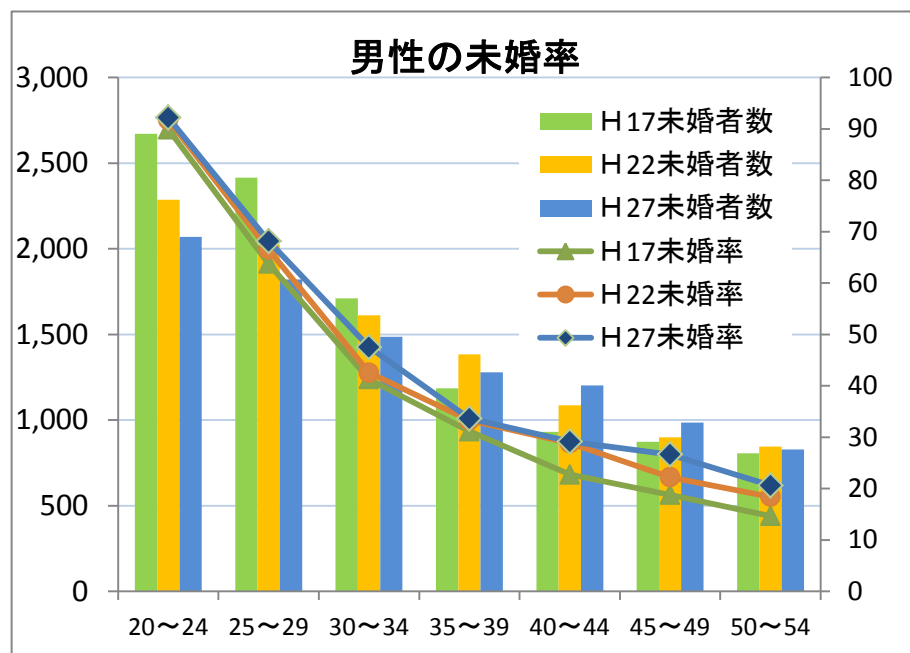
- 平成28年の本市の平均初婚年齢は、男性30.6歳、女性28.6歳。
- 平均初婚年齢は男女とも一貫して上昇傾向にあり、**晩婚化が進行**している。



資料 山形県保健福祉統計年報(人口動態統計編)、厚生労働省人口動態統計
 ※H16年までの数値は旧市町村の婚姻数による加重平均値

3 婚姻 — (3) 未婚率

- 未婚率は男女ともに上昇傾向にある。
- 各年齢階層ともに未婚率は上昇しており、特に40歳台以上の未婚率の上昇が著しいことから、生涯を独身で過ごす傾向が強くなっていると考えられる。



(%)

| 男性 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H17未婚率 | 89.9 | 63.8 | 41.3 | 31.1 | 22.7 | 18.8 | 14.7 |
| H22未婚率 | 91.8 | 66.5 | 42.6 | 33.3 | 28.8 | 22.2 | 18.4 |
| H27未婚率 | 92.2 | 68.2 | 47.5 | 33.6 | 29.2 | 26.6 | 20.6 |

(%)

| 女性 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H17未婚率 | 83.9 | 48.3 | 24.8 | 14.6 | 8.4 | 4.9 | 3.5 |
| H22未婚率 | 85.5 | 50.9 | 26.0 | 18.2 | 12.7 | 8.2 | 5.1 |
| H27未婚率 | 87.5 | 54.9 | 30.1 | 18.8 | 16.1 | 11.9 | 8.0 |

資料 国勢調査

4 まとめ — 鶴岡市の人口の現状のポイント

総人口の減少

- ・総人口は昭和30年にピークを迎え、昭和55年以降一貫して減少。・温海地域、朝日地域の減少が特に著しい。
- ・平成22年から27年の5年間で、約7千人が減少しており、この傾向が続くものと予想される。
- ・生産年齢人口(15-64歳)は、平成27年から52年までの25年間で、約2万6千人(約35%)減少する見込み。
- ・老年人口(65歳以上)は、平成37年の約4万2千人をピークとして減少に転じることが見込まれるが、総人口に占める割合は上昇を続け、平成52年には40%を超える見込み。

自然動態：出生数<死亡数

- ・自然動態は平成6年以降、マイナスで推移。
- ・出生数の減少と死亡数の増加が同時に進行し、マイナス幅は拡大傾向。

社会動態：流入人口<流出人口

- ・社会動態は、一貫して転出超過となっているが、転入者数・転出者数とも減少傾向にある。
- ・近年は500人程度のマイナスで推移。

出生率の低下

- ・合計特殊出生率は横ばいで推移。
- ・出生数は減少を続け、年間900人を割り込んでいる。

高齢化の進行

- ・(高齢化率)昭和30年4.8%→平成27年31.9%→平成52年40.2%

社会環境、価値観の変化

出産適齢女性人口の低下

- ・20～39歳の女性人口はこの30年間で約40%減少、朝日・温海地域では半分以下に。

少産化

晩婚化・未婚化

- ・婚姻数は緩やかな減少傾向。平成27年は10年前と比較して118件、約2割の減少。・平均初婚年齢は男女とも一貫して上昇傾向、晩婚化進む。
- ・未婚率は上昇傾向、特に40歳台以上の上昇が著しく、生涯未婚の傾向が強まる。

若年層の県外流出

- ・転出者は高校卒業後から20歳前半までが最も多い
- ・16～25歳の転出超過数突出。年間に約500人。
- ・県外への人口流出が社会動態におけるマイナスの要因。

○グローバル化・ボーダレス化

- (1) 世界経済における貿易・投資の自由化・円滑化等の流れ
・経済連携協定(TPP、EPA)、自由貿易協定(FTA)
- (2) 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした
インバウンド観光の強化
- (3) 在留外国人、訪日外国人の増加



○固有の文化の価値の高まり

○価値観や生活様式の多様化

- (1) 物質的な豊かさだけでなく精神的な豊かさも求める時代の到来
- (2) 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)を重視する社会への移行
- (3) 多様な価値感や個性を尊重する意識の高まり

○少子高齢化・人口減少社会

- (1) 人口構造(年齢構成)の変化
 - ・年少人口、生産年齢人口の減少
 - ・20-39歳の女性人口の減少
 - ・生涯未婚率の上昇
 - ・後期高齢者の増加
- (2) 世帯構造(家族形態)の変化
 - ・核家族化、単身世帯、高齢者世帯等の増加
- (3) 地域コミュニティの脆弱化
 - ・コミュニティの担い手の減少
- (4) 地域産業の就業者数の減少
 - ・農林水産業の担い手の高齢化

○地球規模での環境の変化

- (1) 地球温暖化
 - ・温室効果ガスの削減要請
 - ・再生可能エネルギーへの転換
 - ・第一次産業を中心とした産業への影響
- (2) 気候変動のリスクと脅威
 - ・大規模自然災害の発生
- (3) 天然資源の制約の高まりによる循環型社会への転換

○技術革新

- (1) 高度情報化社会の進展
 - ・ICT(情報通信技術)、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)、ビッグデータ等
- (2) 次々と生み出される新たな技術
 - ・ドローン、車の自動運転等

【第1次総合計画策定後の主な取組み概要】

| | | |
|---------|------|---|
| 平成 21 年 | 1 月 | 今後 10 年間のまちづくりの指針とする新市初の「鶴岡市総合計画」策定 |
| | 7 月 | ドイツの南シュヴァルツバルト自然公園協会と友好協定を締結 |
| | 10 月 | 若手の市民と市職員が協働してまちづくりを考える「鶴岡まちづくり塾」が発足 |
| 平成 22 年 | 4 月 | 鶴岡市総合保健福祉センター「にこ♥ふる」が開所 鶴岡市立藤沢周平記念館が開館 |
| | 10 月 | 本市で誕生した米の新品種「つや姫」が本格デビュー |
| 平成 23 年 | 3 月 | 鶴岡市平和都市宣言を制定 |
| | 4 月 | 鶴岡市消防本部・消防署の新庁舎が開署 |
| | 9 月 | 地域社会全体で結婚を後押しする環境づくりを進めるため、地域の企業・団体等と連携し「つるおか婚活支援ネットワーク」を設立 |
| 平成 24 年 | 3 月 | 日本海東北自動車道のあつみ温泉ICから鶴岡JCTまで延長 25.8 キロが供用開始 |
| | 4 月 | 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」が開館 慶應先端研を中心に地域密着型の生活習慣病予防研究「未来健康調査」を開始 |
| | 10 月 | 三川町、庄内町と本市で「庄内南部定住自立圏の形成に関する協定書」調印 |
| 平成 25 年 | 4 月 | 第3子以降の保育料無料化を実施(28 年度からは第1子の年齢制限を12歳未満から18歳未満へ拡大) |
| | | 県内市町村初の住民参加型市場公募債「加茂水族館クラゲドリーム債」を発行 |
| | 5 月 | 集落の課題把握や維持再生に向けた取組みを支援するため朝日地域に地域おこし協力隊を配置 (平成 27 年度から温海地域へ配置) |
| | 11 月 | 「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」が国土交通省より認定 |
| 平成 26 年 | 3 月 | 鶴岡市総合計画後期基本計画を策定 |
| | 6 月 | 鶴岡市立加茂水族館がリニューアルオープン |
| | 7 月 | 中学3年生までの医療費自己負担の完全無料化を実施 |
| | 12 月 | ユネスコ創造都市ネットワーク食文化分野への加盟認定 (食文化分野では日本初) |
| 平成 27 年 | 4 月 | 本市への移住希望者の総合的な窓口として移住コーディネーターを配置 |
| | 10 月 | 食をテーマに開催された 2015 年ミラノ国際博覧会に鶴岡市として参加 「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「鶴岡市人口ビジョン」を策定 |
| 平成 28 年 | 4 月 | 出羽三山「生まれかわりの旅」が日本遺産に認定 |
| | 7 月 | 鶴岡にある企業との情報交換、就農案内、移住相談、スモールビジネス実践者との交流などを行う「第1回 鶴岡 job cafe」を東京都で開催 |
| | 9 月 | 全国豊かな海づくり大会を開催 |
| | 11 月 | 農林水産省が創設した「食と農の景勝地」に認定 日本海東北自動車道のあつみ温泉ICから鼠ヶ関IC(仮称)間が着工 |
| | 12 月 | イタリア食科学大学と戦略的連携協定を締結 |
| 平成 29 年 | 1 月 | 新羽黒庁舎が開所 |
| | 2 月 | 鶴岡市市政報告会を東京都で開催 |
| | 4 月 | 政府関係機関の地方移転方針に基づき、国立がん研究センターの研究連携拠点が開所 「サムライゆかりのシルク」が日本遺産に認定 |
| | 7 月 | 第3回全国メロンサミットを開催 |